主

本件上告を棄却する。

理由

弁護人宮澤廣幸の上告趣意は,違憲をいう点を含め,実質は単なる法令違反,事 実誤認,量刑不当の主張であって,刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお,所論は,本件においては公訴時効が完成している旨主張するが,<u>犯人が国外にいる間は,それが一時的な海外渡航による場合であっても,刑訴法255条1項により公訴時効はその進行を停止すると解される</u>から,被告人につき公訴時効は完成しておらず,これを前提とする原判決の判断に誤りはない。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 櫻井龍子 裁判官 甲斐中辰夫 裁判官 涌井紀夫 裁判官 宮川光治 裁判官 金築誠志)